

令和7年度の市民税・県民税・森林環境税の 年金から差し引かれた税額の還付について

① 年金から差し引かれた税額（仮特別徴収税額）の還付について

この度、あなたの令和7年度の市民税・県民税の税額が決定し、公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額が変更になったため、既に仮特別徴収した6月分の税額について、差額分をお返しします。

税額変更の内容は、6月上旬に次のいずれかの書類でお知らせしています。

- ・「公的年金特別徴収の停止のお知らせ」
- ・「市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼税額決定通知書」
- ・「市民税・県民税・森林環境税税額決定通知書」
- ・「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」

つきましては、同封しております還付通知書をご確認の上、口座振込依頼書（※）が同封されている方は、受取りの手続をお願いします。

※ 口座振替依頼書ではなく、口座振込書が同封されている方は、同振込書に記載の口座に振込みをさせていただきますので、受取りの手続は不要です。

② 仮特別徴収とは

年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、4月・6月・8月においては前年度の同税額の6分の1に相当する額を、年金から差し引くこととされています。これを「仮特別徴収」といいます。

仮特別徴収税額

=

前年度分の年金所得に
係る市民税・県民税・
森林環境税額

× 1/6

裏面もご覧ください

③ 6月上旬にお知らせした書類で還付額を確認いただく方法

(例) 6月の年金から仮特別徴収税額2万円が差し引かれた場合

- ・「令和7年度 公的年金特別徴収の停止のお知らせ(令和6年度通知分)」が送付された方

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月			
	令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月
変更前	20,000円	20,000円	20,000円
変更後	20,000円	20,000円	20,000円

還付額 = 20,000円
(この欄に記載された額が還付額となります。)

- ・「令和7年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼税額決定通知書」
- ・「令和7年度 市民税・県民税・森林環境税税額決定通知書」
- ・「令和7年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書」 のいずれかが送付された方

年金からの特別徴収税額の内訳 (公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月)			
徴収月	令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月
仮特別徴収税額	10,000円	0円	20,000円
昨年度通知した仮特別徴収税額			
徴収月	令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月
仮特別徴収税額	20,000円	20,000円	20,000円

昨年度通知額 - 今回通知額 = 還付額
20,000円 - 0円 = 20,000円

④ 8月の年金からの仮特別徴収の停止について

8月分の仮特別徴収税額については、本市から公的年金の支払者（日本年金機構や共済組合など）に対し、停止の依頼をしておりますが、年金支払者の事務手続上、仮特別徴収される場合があります。

その場合は、10月末頃に、別途、還付通知書及び口座振込書をお送りします。